

電気通信大学「高等学校生徒を対象とした公開講座」実施要領

1. 目的

高等学校の生徒に対し、本学の授業を聴講させることにより、本学の教育内容に対する理解を深めてもらうとともに、生徒自らの進路決定への意欲的な取組みの促進に寄与することを目的とする。

2. 受入形態

本学で開設する授業科目の中で適当と認める授業科目を「高等学校生徒を対象とした公開講座」（以下「高大連携公開講座」という。）として開放し、本学学生とともに生徒に受講させる。

3. 受入方法

本学は、「高大連携公開講座」として適当と認める授業科目及び受入可能人数を高等学校側に提示し、高等学校が生徒の能力・適性・意欲関心等を考慮の上推薦する生徒を、受入可能人数の範囲内で、受け入れるものとする。

4. 講習料等

受講する生徒（以下「受講生」という。）から、本学が定める講習料として1科目2,500円を徴収する。また、授業で使用するテキスト代等は、受講生各自の負担とする。

5. 開放する授業科目

開設授業科目のうちから毎年度ごとに各学科等及び授業担当教員が認めたものを、高等学校生徒に開放することが可能な授業科目とする。

6. 受講方法等

受講生は、胸に受講証をつけ受講する。

授業担当教員は、受講生が提示する出席簿に署名し出席確認を行う。

7. 単位認定

受講生に対し、本学では単位の認定は行わない。

8. 修了確認等

受講状況を確認の上、受講生に対し修了証書を交付する。

9. 賠償責任保険について

受講生は、必ず賠償責任保険等に加入しているものとする。

10. 協定書の締結

「高大連携公開講座」の実施に当たっては、受講生を派遣する高等学校と協定を締結する。

11. 受入事務窓口

「高大連携公開講座」に関する本学受入事務窓口は教務課とする。